

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した 中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

詳細は
町ホーム
ページへ

中小事業者などの税負担を軽減するため、事業用家屋や償却資産について事業収入の減少幅に応じ、令和3年度課税の1年度分に限り、固定資産税および都市計画税をゼロまたは2分の1とする特例措置があります。申告してください。

●特例割合

令和2年2月～10月の任意の連続する 3か月間の事業収入の前年比	特例 割合
50%以下 (前年比で50%以上の収入減少)	ゼロ
51%～70% (前年比で30%以上50%未満の収入減少)	2分の1

●必要書類

共通

- ・特例措置に係る申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)
- ・収入減少を証明する書類(会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写しなど)

償却資産について申告する場合

- ・令和3年度償却資産申告書、種類別明細書

事業用家屋について申告する場合

- ・特例対象資産一覧
- ・特例対象家屋の事業割合を示す書類(青色申告決算書、収支内訳書の写しなど)



償却資産の申告

会社や個人で事務所、工場、商店、アパートなどを経営している方が、その事業のために所有している構築物、機械、工具などを償却資産といいます。償却資産には、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

また、事業用に使う太陽光発電設備も償却資産に含まれます。

●対象

令和3年1月1日(賦課期日)現在、町内に償却資産を所有している方

※資産の増減のない方や休業、廃業、移転などで資産がなくなった方も申告が必要

●その他 農耕作業用トラクターは、軽自動車税(種別割)の課税対象へ変更になりました。税務課住民税係の窓口でナンバープレートの交付手続きをしてください。

町ホームページ



エルタックスでも
申告できます→



共通項目

●申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)
※申告期間の終了間際は、窓口が大変込み合いますので早めに申告してください。

●申告方法 郵送(消印有効)または直接問い合わせ先へ
●問い合わせ 税務課 内線116
☎〒470-2192(住所不要)税務課 資産税係

家屋の取り壊しや改築をしたら連絡を！

固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。住宅の取り壊し、新築、増築、店舗・事務所から住宅への改築、住宅から店舗・事務所への改築などが行われた場合、固定資産税・都市計画税が変わることがあります。

家屋の全部または一部を取り壊したときや、新築、増築、改築、用途変更したときは連絡してください。

●問い合わせ 税務課 内線116

